

地域における「官立学校」の成立

——高等中学校医学部の岡山県下設置問題——

田 中 智 子

【要約】 一八八六年「諸学校令」中の中学校令は、府県の財政難および府県学校の規格化を促す文部省の通則公布によって顕在化した問題、すなわち広域に益する地域高等教育機関の経費支弁主体はどこであるべきかという本質的難問の浮上を背景に成立した法令であった。発足した新制度・高等中学校は、包括的かつ不確定な枠組みであったため、各地では様々な反応が喚起され、制度の実質はそれを反映しつつ徐々に形成された。有力な県医学校を擁する岡山県では、当局が文部省の条件付内示に応じ、県会を強引に押し切って多額の初期設置経費の負担を決定、高等中学校医学部の設置に至り、県医学校を引き継がせる形となる。他府県への対応も多様であった。高等中学校はやがて経費支弁と管理の主体が国に一元化されたことをもって、初めて「官立」学校となったと定義できる。そしてその設立は、地域による「誘致」ではなく、文部省の主導の下、府県側の「受入」によって実現したと捉え直すことができる。

史林 九二巻六号 二〇〇九年一月

はじめに

初代文部大臣森有礼の下で発布された「諸学校令」中の一法令、中学校令によって発足した高等中学校は、管下ハイレベル教育（中学校・医学校その他専門学校）の維持あるいは実現を模索してきた各府県の目の前に、新たな選択肢として出現した制度であった。

本稿においてくり返し参照するであらう一八八六（明治十九）年四月十日勅令第十五号、中学校令の第一条から第五条を最初に掲げておく。

第一条 中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス

第二条 中学校ヲ分カチ高等尋常ノ二等トス高等中学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス

第三条 高等中学校ハ法科医科工科文科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得

第四条 高等中学校ハ全国北海道沖縄県ヲ除クヲ五区ニ分画シ毎区ニ一箇所ヲ設置ス其区域ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第五条 高等中学校ノ経費ハ国庫ヨリ之ヲ支弁シ又ハ国庫ト該学校設置区域内ニ在ル府県ノ地方税トニ依リ之ヲ支弁スルコトアル

ヘシ但此場合ニ於テハ其管理及経費分担ノ方法等ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

中学校令の画期性は、第二条・第三条を通し、既存の「中学校」と「専門学校」という異なる学校種を包括的にカバーしうる一つの組織、すなわち「高等中学校」という枠組みを提示した点に認められる。しかし、高等中学校に関する基本的規定として、①文部大臣の管理とすること（第二条）、②法医工文理農商等の分科教育を施しうること（第三条）、③全国を五区に分画し、それぞれに一校を設置すること（第四条）、④国庫金ないしは国庫と地方税の共同支弁により維持すること（第五条）、の四点を示したほかは、設置場所やカリキュラム、そして経費分担方法も、具体的には定めていなかった。この包括性と不確定さゆえに、高等中学校制度の受け止め方には幅が生まれることとなり、さらにこの制度に対する反応のあり方が、この制度の内実を逆に規定していくことにもなったといえる。

各地での高等中学校設置という事実は、後身校の年史や自治体史などで記述されてきたが、府県側の行政文書や地元紙を活用し、府県行政との関係からその意味を論じた研究は少なく、「地域史」として検討されてきたとはいえない。多くは森文政期の制度的大変革として位置付ける、もしくは実態をふまえぬまま、地元での「誘致運動」の存在を述べるレベルに止まる。

本稿は、新奇な枠組みとして登場した高等中学校という制度を、府県教育行政との連関性の下に再検討するものである。この問題については以前、第三高等中学校が京都府に設置された経緯を素材に論じた（以下「前稿」と表記）^①。①に文相管理下の機関であると明示されているにもかかわらず、高等中学校と府県政との関わりが生じ、府県が高等中学校を自らの問題として受け止めることとなったのは、主として財政上の二点——③にいう五校の設置府県を決定するにあたり、文部省が一部の府県に対して設置経費（initial cost）の捻出を条件とした内々の打診を行ったこと、および④にみるように、地方税からの運営経費（running cost）支出が構想されていたこと、に求められる。京都府が高等中学校設置実現に向けて、その設置経費十万円を地方税および既存の府中学校資本金によって支弁したのは、一般によくいわれるような高等教育への情熱、あるいは地域振興（都市整備や経済効果）への期待からではない。財政難のなかで維持に苦慮していた府の中学校や医学校での教育を、この新たな学校に委ねてしまえるとの見通しをもちえたからであった。府県の高等中学校制度への対応を左右する主要因は、管下におけるハイレベルな教育機関（中学校・諸専門学校）の現況であり、京都府は教育行財政的な次元においてこれに対処したのである。

ところで高等中学校は、前述②の規定により「分科」としての専門教育機能をもつことができたが、全国的に実現した唯一の分科である医学部は、五校中三校において本校とは別の府県に置かれたという特徴をもつ。第一高等中学校の東京——千葉、第五高等中学校の熊本——長崎と同様に、第三高等中学校も本校が京都、医学部が岡山に設置された。一八八六年十一月三十日の文部省告示第三号によって、第三区の高等中学校の位置は京都と示されたが、翌年八月十九日になって、同校医学部は岡山に設置するとの文部省告示第六号が改めて公布されたのであった。

高等中学校制度発足以前、医学教育は主に府県学校によって実施されていた。高等中学校医学部は、新設もしくは既設の官立学校を前身として発足した本校と異なり、設置箇所となった府県の医学校を母体として設立された。よって医学部設置問題には、高等な教育をめぐる文部省と府県との相克が、より具体的かつ複雑に顕在化したものと推察できる。

本稿は、府県の医学校が文部省管理下の高等中学校医学部へと転化していく背景・過程・その影響を究明することを目的とする。事例とするのは岡山県・第三高等中学校医学部であるが、岡山県と同じ第三区に属する府県、特に同校本校が置かれた京都府、あるいは設置が取りざたされた大阪府・兵庫県を視野に収め、これらと比較する形で考察を進める。

以下第一章では、中学校令公布以前の府県医学校の状況を、岡山県に力点を置きつつ概観する。第二章では、中学校令公布前後における岡山県下の中学校や医学校の再編構想を検討する。第三章では、実際に高等中学校医学部が岡山県に設置された折の、文部省・県当局・県会の動きを明らかにする。第四章では、第三高等中学校医学部の設置が第三区内各府県の医学教育体制にどのような変化をもたらしたかを考察する。そして最後に、高等中学校制度をいかに捉えるべきかをあらためて論じる。

① 拙稿「第三高等中学校設置問題再考——府県と官立学校——」（『京

都大学大学文書館研究紀要』第三号 二〇〇五年）

一 一八八〇年代前半における府県医学校

（一）概況

各府県の医学校を中心に展開していた一八八〇年代前半の医学教育における最大の制度改革は、一八八二年五月二十七日の文部省達第四号医学校通則公布である。病院の附設、定められた学科目の設置、修業年限四年以上、入学資格初等中学科以上、教員に東大卒医学士三名以上といった基準を充たし、甲種医学校と認定された医学校のみに、開業試験という関門を経ずに卒業生が開業することが許された。

さしあたり、後に一八八六年十一月三十日文部省告示第三号によって高等中学校設置区域第三区を形成することになる十五府県について、その医学校設置状況や生徒数の変遷を表1に示した^①。

表1 第三区域内府県立医学校生徒数（人）

	1881年	1882年	1883年	1884年	1885年	備 考
京 都	126	149	134	140	151	1883. 4 甲種
大 阪	341	183	158	180	225	1882.11甲種
兵 庫	122	149	172	167	210	1882.12甲種
三 重	97	94	80	116	147	1883. 9 甲種
滋 賀	—	—	—	—	—	
岐 阜	78	54	65	80	46	乙種
鳥 取	—	—	—	37	47	乙種
鳥 根	—	—	—	32	91	1885. 6 甲種
岡 山	130	171	226	311	265	1883. 8 甲種
広 島	95	106	79	91	111	1884. 1 甲種
山 口	85	75	—	—	—	
和歌山	—	80	109	136	133	1883.11甲種
徳 島	108	111	55	56	67	1883. 7 甲種
愛 媛	—	—	84	92	48	乙種
高 知	145	147	119	164	160	乙種
総 計	1327	1319	1281	1602	1668	

各年次『文部省年報』より作成。備考欄については『中外医事新報』『東京医事新誌』記事や各府県教育史類も参照。—は学校が、/は県自体が存在しなかった年を表す。大阪府の1884年データは当該年度に報告がなく、1885年の記述より割り出した。薬学科や産科の生徒数が明記された府県もあったが、それらを含む総数を示した。

病院収入に恵まれた大阪を除き、各医学校は地方税からの支出により運営されており、民力休養を訴える各府県会での予算削減要求は恒常化していた。各府県医学校は全体として甲種認定を受ける方向を指したが、さらなる支出が見込まれるため、財政的には厳しい見通しであった。高知県医学校は、藩病院時代に一時外国人を雇用したこともある伝統校であり、多くの生徒が就学するにもかかわらず、「民間経済上の富饒を待ち」（年報M17）という状態で、甲種化への足踏み状態が続いていた。見切りの早かったのが山口県である。医学校通則の基準に則ることは「地方税の負担に堪へかたきの事情あるを以て」早々に断念し、甲種化を果たさなかつたばかりか、「生徒の養成は別に計画する」として医学校そのものを廃止してしまった（年報M16）。乙種にとどまった岐阜県医学校も、一八八五年になって生徒の新規募集を停止し（年報M18）、甲種と認定され百五十名に迫る生徒を有するにいたった三重県の場合も、「今や校内の備設大に完璧の域に達せしに本年十二月通常県会に於て十九年度本校経費を

全廃せり遺憾豈に少小ならんや然れとも目下民間の真情を顧みれば連年の困乏殆ど民力に堪ふ可らざる」との事情から、一八八五年末に医学校廃止を決定している（年報M18）。

一八八〇年代前半を通じて、各府県医学校の在籍者数は変動が激しかった。学校だけではなく生徒の側も「民間の困弊に際し学資の弁給に苦み半途退学せし者多き」（愛媛県 年報M18）という状況だったためである。それとともに、甲種化に伴うレベルアップが入試合格者を減少させることもあり（徳島県 年報M17）、卒業生の輩出も困難であった。岡山県医学校が一八八四年に初めて出した卒業生も、在校三十一名中わずか十六名である（年報M17）。とはいえ、表1にみるように、当該地域の総生徒数は増加傾向にあった。

府県医学校とはそもそも自府県下の医師養成を目的とした学校であり、県内各地域からの奨学生が生徒の大半を占めていた。兵庫県神戸医学校などは、従来他府県士民の入校を許さなかったが、医学校通則公布後ようやく、欠員があれば、卒業後同県下で開業する見込みがある者に限り、入校を認めるようになった。^②一八八三年十月に乙種医学校をようやく増設させた愛媛県が「他府県に筈を負ひし者帰て本校に從学するもの往々之れある」（年報M17）と述べるように、増加する医学校進学希望者にとっても、他府県での修学は窮余の策であり、本来は至便な自府県の医学校への入学が望まれていたはずである。だが例えば専門教育機関をもたなかった滋賀県においては、一八八四年の県会が農・商学校の設置を審議した際、医学校設置案は上程されなかった。近隣府県においても未整備である農学校や商業学校の場合と異なり、京都・大阪・愛知をはじめ充実した甲種医学校が附近に既設され、県下子弟の進学先たりえたからだといえる。広島県医学校は、甲種化によって生徒が増加し、七十八名の管内生徒に加え三十三名の県外出身者を抱えていたという（年報M18）。先述した岐阜県や三重県が医学校廃止方針を固められたのも、近隣府県の医学校への依存が期待できたからであろう。事実、一八八六年三月、廃止された三重県医学校の生徒半数以上が大阪医学校に編入された。

以上をふまえると、一八八〇年代前半における府県医学教育体制の特質は、①地方税支弁の困難さゆえに学校の廃止が

相次いだこと、②甲種医学校制度発足により、地理的利便性に加え資格上のメリットという新たな格差要因が生じたこと、この二点から、医学を志す各府県子弟の越境現象、さらにはハイレベルな医学校への集中化が起こっていたとまとめられる。

(2) 岡山県医学校

表1にみるように、医学校通則制定の一八八二年以来、大阪を凌ぎ、西日本最大の生徒数を誇っていたのが岡山県医学校である。その明治初年以来的のあゆみを振り返っておこう。^③

明治三（一八七〇）年六月、岡山藩により開設された医学館は、当初よりオランダ人軍医を招き、西洋医学の摂取に積極的であった。しかし廢藩置県を経て岡山県の管轄となり、病院および附設の医学所となると、学制章程の公布により府県学校に公金支出が禁止されたため、存立の危機を迎えた。そこで有志の抛出に頼りしばらく維持された後、一八七三年十一月に文部省の認可を得、岡山県病院として再発足した。一八七五年以来、神戸を本拠地として医療伝道を繰り広げるアメリカンボード宣教医との接触が始まり、あらためて西洋医学の教育が図られた。宣教医の雇用は一八七九年四月に実現し、ベリー（Berry, John Cutings）が病院顧問となり、伝道のかたわら西洋医学を伝授した。

同年十月より、東京大学医学部の卒業生が病院に登用されはじめた。一八八〇年、病院から医学教場が分離し、岡山県医学校と改称された。甲種医学校認定を受けたのは一八八三年八月であるが、前年には菅之芳校長以下、東大卒の医学士四名と製薬士一名を擁するにいたり、一八八二年四月には医学校通則公布に先立ち、全国で初めて卒業生が開業試験なしに開業できる許可を得ていた。実現こそしなかったが、同年には医学士らが県令相手に大学昇格計画を陳情するほど、自負と野心に溢れた学校となっていたのである。なお、宣教医ベリーは一八八四年の契約満了をもって岡山を去った。東大卒の日本人教師が自前で教鞭をとり、進化論的ドイツ系医学が導入され、居場所を失ったためである。

第一回卒業生を出した一八八四年、岡山県医学校は飛躍的に生徒数を延ばしているが(表1)、三一一名の生徒中、他府県出身者は七十名(年報M17)、さらに翌一八八五年三月になると、生徒三八一名中、県外出身者は一三〇名を数えるとされた(『山陽新報』M18・3・27)^④。ちなみに同年の東京大学医学部在籍者は二四四名である。同月の通常県会の場で「東京大学部ノ分校トデモ云フベキモノ」(『山陽新報』M18・3・7)と県吏が評価したのは、カリキュラムや規模に鑑みれば、根拠なき発言ではなかった。

一八八五年五月末から六月頭にかけて、文部省御用掛の森有礼が四国・山陽地方学事視察の途次に岡山県を訪問し、医学校も巡視した^⑥。その際、「関西第一等の医学学校」との称賛を受けたという。八月には山陽道の学校としては唯一、天皇の臨幸も仰いでいる。このように、岡山県医学校は、東大型の医学教育を行う最有力の府県立医学校に成長していた。

① 本節における各府県医学校の状況は、『文部省第十一年報(附録) 明治十六年』、『文部省第十二年報附録(明治十七年分)』、『文部省第十三年報附録』(明治十八年)による。それぞれ(年報M16)(年報M17)(年報M18)として本文中に注記した。年報からの原文引用に際しては、片カナを平がなに改めた。

② 『東京医事新誌』第三三三三号(M15・9・16)

③ 明治初期の岡山県医学史概要は、『岡山の医学Ⅱ(日本文教出版 一九七一年)』、『岡山大学医学部百年史』第二部(一九七二年)など、主に中山沃の業績に負う。これらの著作にも寄与したが、岡山医学会『岡山医学会五十年史』(一九三九年)である。また拙稿『明治前期における医学・洋学教育体制の形成とキリスト教界——岡山県とアメリカン・ボード——』(『キリスト教社会問題研究』第五十四号 二

〇〇五年)では、岡山県の医学教育とアメリカンボードとの関係を論じた。

④ 一八八五年三月県会における岩堂議員の発言。以下典拠とした新聞雑誌史料は、本文・注とも、このように紙誌名と発行日付で示す。

⑤ 東京大学百年史編集委員会『東京大学百年史』資料三(一九八六年)

⑥ 以下、『東京医事新誌』第三八七号(M18・8・29)。ただし翌一八八六年六月二日に第四地方部内各府県の学事巡視を命じられた文部省視学官の江木千之は、「数名の学士を聘し他の準備も具はらざるに非されとも嘗て聞知したるか如き声価の実を見ず」(『文部省第十四年報(明治十九年分)』)との厳しい評価を下しており、医学校の実力については異論もあった。

二 岡山県における教育体制再編構想

（一） 中学校振興論と医学校国庫支弁論

医学校を中心に事態を把握してきたが、岡山県と高等中学校制度との関係を考えるにあたり、県中学校の動向にも目を向けよう。^①

明治四（一八七二）年一月に岡山藩が洋学所を設置して以来、学制体制下での私立化（一八七三年十二月）、あるいは県師範学校への吸収（一八七六年三月）といった事態を経て、一八七九年二月に岡山中学校は独立発足した。ところが一八八二年の県会は中学校費の全廃を可決した。これをきっかけに、一八八三年からは岡山中学校は師範学校と合併して岡山学校と称され、同様の地方税予算により維持されることとなった。

一八八五年二月から四月にかけての県下紙面には、中学校充実への期待を述べた論説が相次いで掲載された。「中学校ヲ盛ニシ人材ヲ育成スルノ要ヲ論ズ」と題する社説は、英書や教師の乏しさを嘆き、山口・鹿児島・三重を引き合いに出して、「県官議員其他有力者ノ資本ヲ之ニ加ヘ其規模ヲ盛大ニシ断然岡山県下ニ高等教育ヲ施行シ以テ県下ニ人才ヲ育成シ他日地方ノ隆盛ヲ希望ス」と述べる（『山陽新報』M18・2・18、2・21）。こうした他府県との競争意識は、東京在任の県出身者による投稿、「岡山県有志諸君ニ県立中学校ノ興隆ヲ望ム」にもみられる。「国家ノ大事ニ任セシメ」る人材養成のため、「高等諸学校ニ入ルノ予備校」としての中学校の振興を呼びかけ、旧藩長に加え高知・福岡・岩手・広島の動向に触れ、旧藩（松山・津山・岡山）意識からの脱却と岡山県としての団結を説くものであった（『山陽新報』M18・3・31、4・2）。

同年十一月の通常県会では、県当局から岡山学校の改良が訴えられた。答弁に立った県吏（高戸源二郎）は「該校より

は卒業生徒の完全なるものを出さざるより東京大学予備門入学を志すもその入学試験を行はるるに当りて大抵十中の七八は落第する等の証迹ありて実に本県下の名譽に關するや重且つ大なるを以てなり」との認識を示した(『山陽新報』M 18・11・14)。教育問題上の県の名譽という観点から、国を担い、うる人材として上級学校に進学できるレベルの中等教育を県下で達成すること、すなわち岡山学校のレベルを上げて県中学校の興隆を期待する論調が、世論としても行政当局の見解としても存在していた。

一方、第一章(2)に記したように、中学校より重点が置かれてきた医学校であつたが、一八八五年三月の県会では、医学校費が再三否決され、議長に指名された修正委員が約六三六円の削減案を示すことでようやく可決される事態となつた²⁾。前年の支出予算九六三〇円に対しこの年は七八二三円と、一割近くの削減である。この審議のなかで、一部議員により国庫補助を政府に請願することが建議された。「本県医学校ハ他府県ノ学生ヲモ多数ニ收容シ完全ナル教育ヲ施シテ国家ニ貢献スル所少ナカラザルヲ以テ政府ニ対シ国庫ノ補助ヲ請願シ益其教育ヲ完美ナラシムベシ」との趣旨によるものであり、「大体ニ於テハ先ツ三分一位ノ補助ヲ仰ク」(『山陽新報』M 18・3・27)という意見である。在校生の約三割を占める県外出身者に課される月謝は県下出身者の二倍(二円)であつたが、国庫支弁を得た暁にはこれを一律化するとされた。建議は否決に終わつたが、国庫支弁要求の根拠として、岡山県のみならず他府県の学生も受け入れることが示された点が注目される。

専門教育機関に対する国庫支弁の要求として、例えば大阪では一八八四年十一月二十二日、府知事建野郷三から農商務卿松方正義に宛てて「商業講習所経費之義ニ付伺」が提出されている³⁾。商家などからの寄付金によつて年間経費約五八三二円をまかない、府が管理下に置く商業講習所は、生徒総員一一九名中、過半数の六十二名が四国・九州・中国を中心とした他府県から入学していた。この伺書は、大阪商業講習所が府外にも広く恩恵を施している実状を訴え、国庫からの半額支弁を要求するものであつた。

大阪の商業教育の場合、要求は国庫支弁にとどまらなかった。翌一八八五年三月に商業講習所は府立商業学校となり、区部単独での四五七円の支弁が決定したが、これを負担とする府会区部会は四月八日、官立商業学校の設立を主務省に稟請するようにとの建議を知事に提出している。財政援助ではなく移管、すなわち手放して国に委ねたいとの要求にまで立ちいたったものである。結局実現はみなかったが、この年府立商業学校は、校舎や教員を充実させるための特別補助二千円を文部省から交付された。兵庫県の神戸商業講習所も一八八二年度以来、農商務省からの補助金五千円を得ており、補助金という形で国による経費支出も広がっていたのである。^⑤

このように、高度な教育を展開し広域から生徒を集める府県の専門学校が、財政難ゆえに国庫支弁を要求する状況は、岡山県あるいは医学分野に限定されない一八八〇年代半ばの現象であったといえる。府県会の「民力休養」要求という背景の下、広域的専門教育の経費負担主体の問題は、管理主体問題への発展契機を含みつつ、国と各府県との間で個別に動き出していた。

以上、一八八五年における岡山県下のハイレベル教育をめぐる議論を検討してきた。中学校振興と医学校国費支弁という二つの願望を内に抱えながら、岡山県は翌年四月の中学校令発布を迎えることとなる。

（2）岡山高等中学校設置案

中学校令発布から数ヶ月後の一八八六年七月、『山陽新報』紙上に論説「岡山学校をして高等中学校と為すの階梯を準備すべし」が掲載された（M19・7・27）。高等中学校制度が地域においてどのように受け止められたのかをよく示す史料であるが、かなりの長文につき要約して示す。

高等中学校は、すでに東京大学予備門および大学分校の改組という形で設置が決定している東京・大阪のほか、資金も十分に県下の学校の教科も整っている山口・鹿児島・石川への設置が内定しているようだ。以上で中学校令に定められる

五校が出揃ってしまいが、政府は充分な準備ができてさえいれば各府県ごとに高等中学校を設置してもよいと考えていると聞く。というよりも、むしろ設置を奨励しているのである。高等中学校を県下に欠くと、新教育制度の下、尋常中学校卒業から大学院での学位取得まで、八年から十年の長きにわたり子弟を他郷で過ごさせなくてはならない。大学進学を可能とする教育を行う高等中学校を、是非とも地元岡山に設置したい。そのためには、岡山学校を土台とすることが必要であるが、薩長の二県や石川県のように義援金や地方税に恵まれないため、適当な教員の雇用や教科書器械の整備もままならないのが現状だ。そこで、岡山学校中学科と岡山県医学校の地方税予算を合わせて大きな資本を形成し、高等中学校化を申請すればよい。高等中学校は分科として医科を設置できるはずであるから、「盛名は天下に冠たり」との声高い中学校での教育も維持できる。また、その他の学問も分科を設置すれば専修できるため、大学進学者のためのみならず、諸分野において有用となる人材を育成し、県下に利益をもたらすことができる。資本の準備を進めて申請すれば、「遂に国庫支弁の一大良校を県下に見るに至る」ことが可能となろう。

以上が論説の内容である。尋常中学→高等中学→帝国大学という新たな進学階梯における大学予備教育の場として、あるいは地元には有益な人材を育成する専門教育の場として、高等中学校の地元設置を訴える意見である。これを仮に、「岡山高等中学校設置案」と名づけておこう。この論説において、高等中学校制度は次のように受け止められている。

まず、この時点で高等中学校の設置区域や設置箇所を定めた告示はまだ発令されていないが、九州地域は鹿児島、中国四国地方は山口、東北北陸地方は石川と、区割りや設置箇所を独自に予測した上で、高等中学校の数は中学校令の規定に制限されるのではなく、五校を超える設置も可能であると観測している^④。そして高等中学校設置のためには、何らかの形で地元側の資本を準備し、前身となる学校の規模やレベルを整えておくことが必要だと認識している。だが岡山では、先行する他府県のように、地方税ないしは寄付金によって新たに資本を捻出することは難しいとして、岡山学校の中学科と医学校とを合併して高等中学校化するとの具体的方策を提示している。とりわけ、高等中学校の分科という存在に注目

し、岡山医学校を医科分科というかたちで活かすことで高等中学校の設置を目指した点が、本案の柱であるといえる。

中学校令第三条「高等中学校ハ法科医科工科文科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得」との規定に基き、高等中学校分科という形態で医学専門教育を行うこと。岡山県医学校の将来はここに見出された。さらに見逃せないのは、「此の如き準備を為し此の如き階梯を以て漸々歩を進め以て当事者に申請せば遂に国庫支弁の一大良校を県下に見るに至る亦期し難きにあらざるなり」、すなわち、運営経費が国庫から支弁されるという高等中学校制度の経済的メリットが認識されていたことである。^⑦ここに、前節でみた前年県会における医学校国庫支弁建議案と連続する発想を見出すことができる。

① 岡山県教育会『岡山県教育史』中巻（一九四二年）など参照。岡山中学校のあゆみは、第一章注③拙稿においても整理しておいた。

② 以下、一八八五年三月通常県会での医学校論議は、岡山県『岡山県会史』第一編（中国民報社 一九〇六年）第六章「県会」の項を参照。

③ 大阪府教育委員会『大阪府教育百年史』第三卷史料編（一）（一九七二年）所収

④ 「商業学校設立アランコトヲ請フ建議」（前掲『大阪府会史』第一編所収）

⑤ 兵庫県議会編『兵庫県会史』（一九〇四年）附表。なお一八八一年には東京商法講習所も、東京府での予算否決と廃止公表に際し、農商務省からの補助金を得ている。

⑥ 鹿児島山石川三県の状況に簡単に言及しておこう。石川県はおそらく最も積極的に高等中学校設置に尽力した県で、十一月三十日に第

⑦ 四区的高等中学校設置場所となることを確定される。一方、山口・鹿児島両県は結果的に、中学校令の定めた五つの高等中学校の設置地となることはなかった。山口県はあえて地方税からの支弁を避け、私立防長教育会の寄付金によって諸学校通則の適用を受け、文部省管理の山口高等中学校の設置を決めた（十一月二十日）。同様に鹿児島県も諸学校通則の適用により、県高等中学校造士館設置にいたる（翌一八八七年十二月二十日）。

⑦ なお、『山陽新報』M19・8・3掲載の寄書「高等中学校設立の準備は難からず」は、医学校の存在により市中に落とされる金は四万四千五百円を下らないという地域経済上のメリットにも注目している。地域振興の視点から高等教育機関誘致が図られ出すのは世紀転換期以降だと考えるが（「おわりに」参照）、その動機の漠然とした萌芽が確認される。

三 第三高等中学校医学部の設置過程

(1) 岡山県への設置内示と県会での攻防

それでは、現実に岡山県はどのように中学校令という新制度に対応し、管下教育体制の再構築を試みていったのか。当該期の県公文書類や県会議事録は失われているため、新聞記事に現れる断片的情報によって探っていく。^①

一八八六年十一月二十七日より通常県会が開催されたが、これは医学校費一〇二八〇円および病院費一九三〇五円を提示した県当局と、その削除を要求する議員との攻防となった。『山陽新報』は、県当局の認識を以下のように報道する。

卅番(黒田氏)は医学校全体に付質問したきことありソハ開場式に際して千坂知事より演説の次第もありしが此医学校をして文部省の直轄となるまでといへば凡幾年間地方税の維持力を要するやとの質問に番外「高戸」は予め幾年かを定むること能はざるなり高等中学校は既に山口に設置せられることとなり医学校は大阪、岡山両所いずれかといふものありしが本県の如きは内訓もあり傍参考までにとて其意の概略を述べて曰其県医学校は詮議の次第有之在来の規模を失ざる様云々との旨を対たりし(M19・12・3)

これより推定される事実は、まず県医学校について文部省と岡山県との間に内談があり、文部省からは、高等中学校の医学校として文部省直轄となる予定であるからそれまでは地方税により維持しておくようにとの内訓があったことである。残念ながら知事演説や内訓そのものが見つからないが、県当局は医学校の将来に関する文部省との合意を経た上で、県会での予算審議に臨んでいたことがわかる。この年十一月に高等中学校の設置が決定した京都府は、それに先立って文部次官や学務局長の来府視察を受け、続いて知事や府中学校長が文部省を訪問、設立費用を支弁できるなら高等中学校を設置するとの内示を得ていた。^②岡山県の場合、中学校令発布後に文部高官の訪問を受けた形跡はない。ただ、第一章(2)にみたように、森有礼はすでに前年の視察により、岡山県医学校に好印象をもっていた。また、医学校長の菅之芳が「公用」

のため、当年五月下旬から六月上旬にかけて出京しており、千阪高雅知事が十月半ばより一ヶ月ほど上京したことも確認される^③。これらの状況証拠から、京都府のごとく、知事や医学校長の上京時に文部省から条件付設置の打診や内訓があった可能性も高い。

次にこの記事から、高等中学校の医科が本校とは別の府県に設置されると理解されていたことがわかる。第二章(2)に示した七月の新聞論説、岡山高等中学校設置案を思い出してみよう。これは本科も含めた新たな高等中学校を岡山に設立する構想であり、医科のみの設置を狙うものではなかった。医科という分科がいわば分校として別置される形態などは想定していなかったのである。事実、中学校令本文を素直に読むならば、第三条に挙がる各種の分科がすなわち分校であるとは読み取れない。しかしこの十二月段階の記事によれば、岡山県当局は分科が分校となる形態を念頭に置いていたことがわかる。やがて岡山県（第三区）のほか、千葉県（第一区）や長崎県（第五区）でも実施されるこの医学部分校方式は、中学校令以降の文部省と各府県のやりとりのなかで現実化したものと推定できる。そして岡山県は、岡山高等中学校設置案が示唆したような高等中学校全体の新設ではなく、医科設置に問題を特化していた。

さらに記事からは、高等中学校の設置府県に関する認識がうかがわれる。十一月二十日、文部省告示第二号により諸学校通則適用による山口高等中学校の設置が決まり、三十日には文部省告示第三号により高等中学校の設置区域が指定され、岡山が所属する第三区の高等中学校は、京都での設置が決定していた。次のような議員（進東寛治）の発言、

京都府に高等中学校設置になるならんと如何に岡山医学校は善良なりとて政府は全般衆益の存する永遠無朽の地理形勢をトシ以て専門学は専門学の規模鞏固にして其目的の万全を期する処に計画さるゝことは本員等の予め確信する処なり岡山は京都に及ばざる速し（M 19・12・10）

も合わせて検討すると、高等中学校医科が分置されたとしても、有力な医学校を有する大阪、以前から同一学区を形成する可能性のあった山口、あるいは高等中学校設置を決めたばかりの京都との関係上、議員が医科の岡山設置を確信するに

は不確定要素があまりにも大きかったといえる。^①

医学校費とともに病院費の全廃も主張する議員らは次のように述べる。

創業明治十三年の時に当りては之を有用視し来り漸次年を逐ふて其患者数の如きは實際に於て減殺せり之れ必竟医学の進化して已に本県下にも東京大学医学部を卒業し或は其別科を卒へ帰郷し又在来の開業医師も隨て其実験の學術を広く応用して毫も其不便を感せず然らば此地方税の性質を問へは広く其管内全般の有益を期するに在り在學生徒の多数は他府県に在り此原因は特別の名称ありしに因れり今や決して然らず一般の医学といふに過ぎず然らば則実地練習所なる県立病院の必要を説き地方税の義務なきものに其義務ありといふは抑々人民迷ひの極点といふべきものにして吾々は地方經濟を議するの責任あり(M19・12・9)

ここに見出せるのは、岡山県医学校およびその訓練の場としての病院を「管内全般の有益を期する」ための地方税で支弁することの妥当性への疑問である。県下子弟の医学教育の場合は、東京大学をはじめ県医学校に限らないこと、県医学校在學生の多くは他府県出身であることが指摘されている。

議論は二次会に持ち越されたが、項目ごとに審議された医学校費はことごとく否決され、病院費とともに削除となった。これに対し一部議員から三次会開催の要請があり、再審議がなされたが、二次会とおりの結論に確定した。翌日、今度は知事からの再議要請があつた。しかし再議一次会でも病院費は否決され、増額案・削減案・全廃案に意見が分かれた医学校費の方は、全廃案への支持が多数を占めるも、いずれも賛成者過半数に満たなかつた。再議二次会において、膠着した事態の收拾を図るべく医学校費の予算修正委員が指名され、再議三次会にて修正案が提示されたが、採決の結果、結局は原案とおりの予算で決着をみた。根回し等の有無については明らかではないが、紛糾する議論のなかで県吏は、「其設けらるゝの年限は判然せず」とも、「岡山に確乎と分科を置く、ことを明言」し、議會を押し切つた(M19・12・16)。

以上のように、県当局は文部省からの内訓に基づき、高等中学校医学校設置のためには、県医学校の維持が不可欠であるとの判断を下していた。そして県会では、医学校費廃止論が優勢であつたにもかかわらず、一部議員さらには知事によ

る再議要求が強引に重ねられ、地方税支弁が保たれたのである。

(2) 設置決定と岡山県の負担

実際に医科の岡山設置が確定したのは、翌一八八七年八月十九日になってのことであり、文部省告示第六号により、第三高等中学校医学部を岡山に設置することが示された。第三高等中学校の京都設置が、京都府会での設置費用支弁決定から約十日で告示されたのに比べると、岡山県会での県医学校存続決定から八ヶ月の間が空いている。医科は初めて設置された高等中学校の分科であった。この告示第六号は、高等中学校医学部について初めて規定した法令であり、医科を医学部と呼称することや第一から第五にいたる各高等中学校にそれを設置することなど、基本的な事柄を定めていた。おそらく主眼はそちらにあって、医学部の位置については、第二・第三・第四高等中学校のそれがすでに確定的であったために、ついでに盛り込んでおいたという可能性が強い^⑤。

しかし少なくとも同年五月には、第三高等中学校の医科を岡山に設置することは規定路線になっていた。五月の京都府会では、京都に医科も備えられると信じていた議員たちが、医科は大阪に別置されるとの噂を耳にし、一旦決定した高等中学校設置費用の地方税支弁に難色を示し始めていた^⑥。だが、五月から各地の教育状況を視察した鹿児島県造士館員の出張記録において、第三高等中学校では「岡山に分校を設け、大阪に理学科を置き、岡山に医学科を設けらるゝよし」と報告されている^⑦。何よりも、第三高等中学校折田校長がすでに五月の終わりから六月にかけて岡山の医学校等を巡視し、その後「岡山県立医学校を第三高等中学校の管轄とする事」についての御用のために上京していた（『山陽新報』M20・5・27、6・9）。医学部については、基本的制度が未決定であったため、動きが内々であった時期が長かったが、岡山設置は確定的であったといえる。

十月には第三区（二府十三県）の府県連合委員会が開かれ、各府県の第三高等中学校経費負担額が決められた。医学部

を有することとなった岡山県は、国税・地方税額と人口により配分された分担額に加え、全体の一割を増課されることとなった。経費総額三二五〇〇円のうち、約六分の一にあたる五〇八八円が岡山県の負担となった。^⑧

十月一日、文部省学務局長から、高等中学校医学部が設置される千葉県・宮城県・岡山県・石川県・長崎県の各知事宛に、医学部生徒の実習に供する病院についての照会があった。^⑨これによれば、各県は医学部実習用病院を新築もしくは既設県立病院を補修しこれに充当することとされた。それができないときには、文部省が新築、あるいは文部省が府県の現病院を提供させて補修し、府県に貸し付ける。いずれにせよ、文部省から病院に医学部生徒臨床実習用患者費として毎年五千円以内が交付されるが、病院の維持費は診療収入や地方税等により府県側の負担とすることが定められていた。岡山県は当初自力で補修する予定であったが、準備不十分のため文部省に病院を提供して補修を願うこととしている。

十一月からの岡山県通常県会では、文部省への医学部建築費五万円の寄附が議案として示された。^⑩議員からは、第三区内二府十三県が共同設置する第三高等中学校であるのに、なぜ岡山県のみが医学部建築費を負担せねばならないのが問われ、この件は廃案となった。ところが県書記官（妻木狷介）は、「第三高等中学校医学部を設くるに就ては大坂其他の競争あり之れが為め主務省に於て岡山市に設くれは相当の寄附なかるべからず然らざれば多額の寄附を為す他府県を選定せざるを得ずとの照会」があり、「彼是利害を考量し校舎を建築して献納することに内定した」ことを明らかにした。再議の結果、県書記官の「尤も五万円を以て多額なりとせば其内五千円は有志金を募集し別途の寄附となすべし」との見解に従い、翌明治二十一年度、続く二十二年度の支出額をそれぞれ二千五百円ずつ減じて、総額四万五千円の医学部建設費を地方税から支弁することが決まった。^⑪前述のように、岡山県への第三高等中学校医学部設置は、すでに八月十日の文部省告示によって定まっている。それにもかかわらず文部省は、岡山県から相当の寄附がないのならば、多額の寄附を確保できると他の府県に設置せざるを得ないという一種の脅し文句を与えていた。そして県当局は県会において、前年の医学部校費存続に引き続き、第三高等中学校医学部の設置費用の地方税による負担案を力尽くで通した。

なお、有志寄附金により支弁されることになった残る五千円であるが、「県官より郡区役所戸長役場警察署監獄所等に至るまで苟も国庫及び地方税の俸給を受くるものは、年俸三千円以上は十分の三、同一千円以上は同二分五厘、月俸十二円以上は十分の一分七厘、巡查看守等外吏は十分の一を、二月四月六月八月の四期に寄附する」との方法でまかなわれた（『山陽新報』M 21・1・21、1・28）。つまり実質的には県吏層への「割当」方式であり、純粹な意味での寄附金とは定義しがたい方法により集められたのである。

岡山県が医学部設置により結果的に負うこととなった財政上の負担を整理しておこう。（1）でみたように、医学部発足までで医学部を継続せよとの文部省の要求により、一八八六年度に一〇三七六円、一八八七年度に一〇二八〇円の地方税を費やした。高等中学校全体の運営経費として一八八八年度に五〇八八円を課された。一八八八・一八八九年の二年間で、地方税や県吏員への「割当」等により計五万円の建築費を負担した。県病院を文部省に提供し、医学部生徒実習費や建物維持費を負担することになった。当該期の県の財政規模では、年間の総支出予算が六十万円内外であるが、次々に加えられる負担を岡山県当局は受け入れ、県会の反対も押し切っていった。

- ① 以下県会の状況・引用史料は、本文中に明記したものの他、「明治二十年度地方税支出予算」（岡山県会史）第一編 中国民報社 一九〇六年）、『山陽新報』M 19・12・12、12・15、12・17による。
- ② 「はじめに」注①前稿参照
- ③ 『中外医事新報』第一四九号（M 19・6・10）、『東京医事新誌』第二四二八号（M 19・6・12）、『山陽新報』M 19・6・15
- ④ ここで岡山県の学区上の位置について検討しておきたい。一八八五年二月十三日の学務二局庶務概則において、文部省学務二局内に、第一年から第六までの地方部が設置され、そのうちの第三地方部は、京都・大阪・兵庫・三重・滋賀・福井・鳥取・岡山・和歌山の九府県から構成された。ところが先にみたように文部行政が活発に動き出した

同年夏、七月十一日に学務二局庶務概則が改正され、地方部は一つ減じて第一から第五の五区画となった。それに伴い区割りも変更されており、第三地方部は京都・大阪・兵庫・三重・愛知・滋賀・岐阜・福井・石川・富山・和歌山の十一府県、第四地方部が鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・愛媛・高知の八府県へ変更となった。明治五（一八七二）年八月の学制以来、学区上、岡山県は一貫して京阪神各府県と一括りにされていたが、一八八五年になって初めて中国・四国地域というブロックが形成され、岡山もそこに編入されたことを確認できる。軍事面においても、一八七三年一月に発足した六管鎮台制度の下で、岡山は京阪神各府県と同じ第四鎮台の管轄下に区分され、一八八五年五月の鎮台条例改正による七軍管区制導入以降も変わらな

った。府県区分における岡山県の位置は、京阪神地区なのかあるいは中国・四国地区なのか、全体的に未確定な時期であり、医学学校の統合計画に際しても、学区編成および岡山県の所属はいまいな認識であつたといえよう。

⑤ 高等中学校京都設置を定めた一八八六年十一月三十日文部省告示第三号も、第一条の設置区域公表に主目的があり、付けたりのことき第二条において、第三・第四高等中学校の設置個所にも言及している。このように、高等中学校設置箇所は本校・医学部ともに一斉に決定・公布されたのではなく、重要案件の公布に付随して、決定順に逐次公表し、当該府県に設置を保証していくというパターンを踏んだ。

四 地域医学教育体制の再編

(一) 第三高等中学校医学部の発足

一八八八年三月三十一日をもって岡山県医学学校は廃止され、翌四月一日、定員四百名のところ三一七名の生徒をもって、第三高等中学校医学部が発足した。両校の間に法的な継続関係はない。しかし、旧岡山県医学学校の校舎が用いられ、学校長であった菅之芳が医学部長に就任し、教員の大半には旧医学学校の教員が任命された。第三高等中学校医学部は、設備やスタッフなどの面で、事実上岡山県医学学校を引き継いでいたといえる。

府県医学学校よりも高いレベルの学校とされた高等中学校医学部の卒業生には、医学得業士の称号が与えられることとなつた。文部省は当初、入学（編入）には、「高等中学校医学部及其程度」（一八八七年九月十七日 文部省令第九号）の学科目に基いた学科試験が必要であると判断していたが、十二月になって、甲種・乙種を問わず、府県医学学校本科生徒に対し、

⑥ 「はじめに」注①前稿参照

⑦ 前村智子「造士館一卷（統）」『尚古集成館紀要』第七号、一九九四年）所収

⑧ 「はじめに」注①前稿参照

⑨ 『学務局往復書類 明治二十年』（京都大学文書館所蔵）「第三高等学校関係資料」八七〇一〇六

⑩ 以下、前掲『岡山県会史』第一編参照。この年十一月十二月の『山陽新報』は現存しない。

⑪ 前掲『岡山大学医学部百年史』では寄附が一万円とされているが、五千円である。

表2 岡山県医学校・第三高等中学校医学部生徒数（人）

	府県別内訳	総計／第三区内府県計／岡山県計	
岡山県医学校生徒 (1887. 10)	岡山161 鳥根61 山口33 愛媛30 和歌山23 福岡13 徳島12 広島9 佐賀8 鳥取7 高知7 大阪6 兵庫5 宮崎5 三重5 大分5 長崎3 栃木3 千葉2 滋賀2 青森2 愛知2 熊本1 鹿児島1 茨城1 福島1 岐阜1 福井1 石川1 長野1 山形1	413／362(88%)／ 161(39%)	
第三高等中学校医学部生徒 (1888. 4. 9)	第三年生 岡山40 鳥根14 和歌山10 愛媛9 徳島3 鳥取3 三重2 広島2 滋賀1 宮崎1 鹿児島1 福岡1 佐賀1 大阪1 熊本1 岐阜1 岩手1	92／ 86(93%)／ 40(43%)	317／ 269(85%)／ 77(24%)
	第二年生 兵庫20 岡山17 和歌山13 鳥根11 徳島10 山口7 広島7 愛媛4 愛知4 福岡3 佐賀3 三重3 大分3 長野3 高知1 大阪1 宮崎1 長崎1 栃木1 岐阜1 福井1 福島1	116／ 95(82%)／ 17(15%)	
	第一年生 岡山20 兵庫19 山口9 広島9 鳥根7 大分7 福岡6 三重5 愛媛4 高知3 岐阜3 徳島2 鳥取2 大阪2 栃木2 京都2 宮崎1 長崎1 千葉1 滋賀1 青森1 愛知1 茨城1	109／ 88(81%)／ 20(18%)	

〔明治廿年 第三高等中学校設置一件書類〕（京都府立総合資料館所蔵「京都府庁文書」明20-41）、
〔医学部達伺指令上申開申書類〕（京都大学大学文書館所蔵「第三高等学校関係資料」880069）より作成。％は各欄総計に対する割合を示す。

設置区域内の高等中学校への入学に限っての初年度無試験入学を認めた。^②

岡山県医学校は、すでに前年の一八八六年十一月、二百名の規模拡大を期し、他府県医学校生に対しては、書類審査により相当の期へ無試験で編入する入試方法を実施していた^③。ただしそれは甲種医学校生の場合に限られていた。これに対して文部省は、高等中学校制度の始動を控え、レベル堅持よりも区域内府県医学校生徒のスムーズな吸収を重視し、甲種・乙種を問わない無試験入学の機会を与えたといえよう。甲種医学校も第三高等中学校医学部とともに四年制であったが、初年度の第三高等中学校医学部の四年生がいなことをみると、実態としては、無試験ではあるものの繰り下げ編入が行われたとみられる。

表2に岡山医学校および発足時第三高等中学校医学部の府県別生徒数を示した。こ

こにみるように、第三高等中学校医学部は岡山県出身者を約四人に一人(24%)抱えて発足したが、県医学学校時代(39%)に比べるとその割合は約四割減となっており、県域を越えて広域に利する学校という性格をより強めて出発したといえる。県内出身者六円、県外出身者十二円であった授業料は、二十円に引き上げて一律化された(『山陽新報』M21・1・17)。

(2) 各府県での対応

一八八七年十月一日勅令第四十八号により、府県立医学学校の費用は翌年度以降、地方税を以て支弁することが禁止された。八月、五つの高等中学校すべてに医学部を附設すること、高等中学校費用は設置区域ごとに府県連合で支弁すること、府県連合委員会を設置して各府県分担額を定めることが決まったことを受けての措置である。各府県はこの勅令に対応することを迫られた。以下、医学部非設置府県となった兵庫県・京都府・大阪府の対応策を把握した上で、岡山県の状況を検討する。いずれの府県も、甲種認定を受けた伝統校を有した点で共通している。

兵庫県立神戸医学学校在校生の三分の二は、兵庫県下の出身郡あるいは村から学費を得、卒業の上は郷里にて開業することを義務付けられていた。医学校長はこれらの生徒が岡山の医学部に転入し学業を続けられるよう兵庫県知事に上申、岡山県庁へも照会をなした(『山陽新報』M20・10・14)。兵庫県は一八八七年十月九日、第三高等中学校長に宛てて、本年度限りで兵庫県立神戸医学学校を廃止した場合、本年度卒業生(翌三月)を除く在校生(第二級生〔三年生相当〕三十九名、第三級生〔二年生相当〕三十名、第四級生〔一年生相当〕三十九名、計九十九名)は岡山の医学部に無試験で入学できるのか、それとも相当の学術試験を受けなくては入学できないのか、回答を求めている^④。

結局は先にみたように無試験入学が認められたわけであるが、神戸医学学校から岡山に転校したのは十数名とされ、大阪の医学部に転じる者もあったようだ(『神戸又新日報』M20・12・4、12・28)。表2によれば、第三高等中学校第二年生以下

の兵庫県出身者が三年生に比べ激増しており、神戸医学学校の生徒は主に第二学年以下に編入、すなわち実質二年の繰り下げとなったものと推察できる。在学期間がかなり長くなることや、岡山への足を止めさせた面もあったとみられる。

神戸医学学校教諭の間には、私立医学学校を設置し、県下での医学教育を継続しようとの動きもあったが（『神戸又新日報』M 20・11・18）、これは実現をみず、生徒は岡山なり大阪なりへ転じることとなった。自前の医学学校を放棄し、近隣府県へ医学教育を委ねる方法をいち早く選択したのが兵庫県であったといえよう。

高等中学校本科とともに医科も設置されるはず、という目論見がはずれた京都府では、一八八七年十一月の通常府会において、号外議案として府立療病院補助費の新設が提示された。^⑤この費目は一見療病院費を補助するようにみえるが、実は医学学校に対する補助であった。常置委員の説明は次のようなものである——地方税支弁が禁止され府医学学校が廃止されれば、現生徒は四方に離散せざるを得ない。岡山に設立された高等中学校医学部の定員はわずかに四百名であるのに、岡山医学学校だけで三百名の生徒があり、なおかつ入学試験も厳しいと聞く。このような定員・レベルの壁により府医学学校生徒が入学できない場合に備え、現在在校生約百八十名が卒業するまでは、府医学学校に対して三年間の補助を続けたい。

だがこの議案に関する二次会の開催は否決された。一次会の否決にも関わらず、常置委員の主導により、三千円の府立療病院補助費予算追加議案が再提示されたが、府会は再度これを否決し、この件は廃案となった。反対議員の弁によれば、勅令で禁じられている医学校費の支弁を別費目で捻出するという手段への疑問も確認できるが、「議員は前日高等中学のことに懲り最早維持するの精神なく忽ち廃案に決したり」（『山陽新報』M 21・3・27）との新聞報道が核心を突いている。一八八六年十一月、設置費用を地方税から捻出し高等中学校を設置する議案を可決したことにはじまった一連の事態は、その後、医学部が分置されて他県にさらわれ、府医学学校を引き継がせられないという見込み違いの結末にいたった。加えて本校設置箇所となったことで、地方税からの支弁額も設置区域内の他県に比して増課されている。当府会では同時に、高等中学校経費の地方税負担を規定する中学校令自体が筋違いであり、経費は国庫が負担するべきであると批判した内相

宛の建議が全会一致で可決されているが、これは進路を見誤ったとの思いによる、制度そのものへの八つ当たりのようなものである。一八八七年の京都府会は、高等中学校という新制度に騙されたという実感に支配されており、もはや高等中学校制度に関わつて府が提示する議案には賛成しないという府政への不信が醸成されていたのである。翌年の通常府会になって、医学校財産をすべて療病院に付与し、同年度以降、医学校費を療病院費として地方税から支弁していくことが再度号外議案として提示され、可決されるにいたる。

以上のように、京都府当局は、医学校費地方税支弁の禁止に対し、実質の医学校費を療病院費に組み替えて支弁を続けるといふ苦肉の策を講じ、府の自主的な医学教育を継続しておいたのであつた。府が従来行つてきた教育およびその生徒を、他県に新設された高等中学校医学部に全面的に委ねることに確信がもてないなかでの判断であつたといえよう。

兵庫や京都と異なり、中学校令に翻弄されなかつたのが大阪府である。ハイレベルな教育を展開する大阪府医学校は、岡山県医学校と並んで高等中学校医学部への転用が有力視されていたが、地方税支弁によらずに病院収入等で維持が可能であつた特異な存在であつた。特段のメリットが見出せない以上、大阪府は医学校の高等中学校化に食指を動かさず、一方で勅令四十八号による医学校費地方税支弁禁止の影響も被ることはなかつた。第一章(一)でみたように、大阪医学校はすでに一八八六年三月、廃止が決定した三重県医学校の生徒過半数にあたる八十名を編入させていたが、同年十月に徳島県医学校生徒三十三名、翌一八八七年十一月には大分県医学校生徒二十六名を受け入れ、むしろ高等中学校制度発足直後の規模は拡大している。表1に示したこの三校の一八八五年次生徒数は、それぞれ一四七名、六十七名、七十五名であり、三重県医学校は五、六割、徳島県医学校は約半数、大分県医学校は約三分の一の生徒が大阪府医学校を選択したといふことになる。つまり大阪府医学校は、第三区内外を問わず、廃止された各府県医学校生徒の受け入れ先となつていたのであり、当該年度に区域内府県医学校生徒の無試験入学を実施した岡山の高等中学校医学部同様の役割を果たした。大阪府は独自路線を貫き、自前の府医学校を運営し続けたのである。

第三高等中学校（本校）の前身となった官立学校は、一八六九年以来、大阪府内に立地していた。すでに官立学校のイメージを有していた点で、大阪府は特異な府県であったといえよう。そしてこの学校は、これまで府行財政とは基本的に無関係に存立してきた。であればこそ、大阪府にとって、メリットの見えないまま、その後身校である高等中学校という存在の経費が突然に降りかかってきたことには、違和感しかなかったに違いない。

以上のように、一八八七年に確定した高等中学校医学部という新制度に対し、いわば「依存型」の兵庫県、「疑心型」の京都府、「無視型」の大阪府と、各府県の対応を分類することができる。地方税支弁禁止以後も存続した府県立医学校は、京都・大阪・愛知の三校のみであった。これら三府県を除けば、全国的傾向は兵庫県のような「依存型」となったと想像できる。存続した二つの有力府県医学校を含むことで、区域内医学教育の場が新設の高等中学校医学部へ一極化するという事態が直ちに生じなかった第三区は、特異な地域であったといえよう。

最後に本稿の主人公、岡山県の動きをみる。

表2に示したように、県医学校時代と同様、第三高等中学校医学部三年生の多くが岡山出身者で占められていることをみると（43%）、神戸医学校生徒とは異なり、岡山県医学校生徒の繰り下げ幅は一年であったと推察できる^⑨。しかし岡山県医学校生徒のなかにも、繰り下げ編入を嫌い、早期卒業が可能な京都府医学校への転入を考える者もあったともいう^⑩（『山陽新報』M21・1・17）。

当県においては、私立岡山薬学校創設の動きが特筆される。一八八七年四月より計画され、九月二十三日の開校式には、書記官などの県属や中学校長、菅之芳や清野勇をはじめとする医学校教員が臨席した。発起人は地元の薬舗業者たちであり、当面必要な創設費は二百五十円、資本金は発起者の醸金や篤志家の寄附金、授業料によってまかなうとされた（『山陽新報』M20・9・25）。発起人中開校を宣言した中川横太郎は、かつて県下教育の向上のために宣教医の招聘をリードした岡山きっての有力者であるが、薬舗業者に請われて加わったという。校地は中川の弟で実業家の杉山岩三郎が提供した^⑪。

岡山県医学校教員を教師陣に迎えたこの私立薬学校は、一八八八年四月の第三高等中学校医学部発足に際して、医学部への進学予備教育を行う予備科を設置し、授業も医学部の設備を借りて行われた。翌年三月十七日文部省令第九号により医学部に薬学科が附設されることが決定し、一八九〇年二月六日の文部省告示第一号により岡山での第三高等中学校医学部薬学科の開設が公布され、四月から定員百名をもって開校することとなる。私立薬学校はそれに先立つ一八八九年十二月、医学部予備校と改称し、生徒百名を募集、在学生と新入生はそのまま医学部薬学科に引き継がれることとなった。私立岡山薬学校は、制度に先行し、制度外の立場から実質的に高等中学校医学部体制を補完する機能を果たしたといえる。

- ① 明治二十年九月廿八日文部大臣より福岡県知事宛回答（学務局長復書類 明治二十年）前掲「第三高等学校関係資料」八七〇・一〇六
- ② 明治二十年十二月十五日裁定「医学校生徒募集ノ儀ニ付伺」文部省専門学務局長より高等中学校長宛（同右）
- ③ 「東京医事新誌」第四五二号（M19・11・27）に掲載の募集広告
- ④ 「兵庫県医学校生徒岡山医学部へ転学之儀ニ付同県へ回答ノ件」（各庁往復書類 明治二十年）前掲「第三高等学校関係資料」八七〇〇八一
- ⑤ 明治二十年十一月二十六日「京都府会議録事第六号」（明治廿一年度 京都府会議事録 全）
- ⑥ 以下「はじめに」注①前稿参照。
- ⑦ 明治二十一年十二月十五日「京都府会議録事第十号」（明治廿二年度 京都府会議事録 全）
- ⑧ 「各種事業ノ功程」（大阪府内務部「大阪府会史」第一編（一九〇〇年））
- ⑨ 表2中、第三年生九十二名は、甲十八名（うち岡山九名）と乙七十四名（うち岡山三十一名）に区分されていた。甲は医学得業士の称号を得るために、卒業せずに残った生徒かとも思われるが、詳細は明らかではない。
- ⑩ 小田皓二「付属予備科教場」（岡山医学同窓会報）八十五号（二〇〇八年）。小田は同誌において、岡山医学史について連載している。

おわりに

これまでの分析をふまえ、高等中学校制度について概括的に論じて締めくくる。

一八八〇年代において、府県医学校（専門学校）をめぐる状況の変化は、広域に益する地域の高等教育機関の経費支弁主体はどこであるべきか、という本質的な問いをつきつけるものであった（第一章、第二章）。新たに生じたこの問題に対

して、文部省は確たる答えをもっていたわけではない。国庫と府県（連合）の共同支弁制を盛り込み中等学校制度の原型となった一八八四年十月の学制改革案が、文部官僚からまず地方官に諮問されたことは、その証左であったといえよう。^①

一八八六年四月十日、中学校令により発足した新制度・高等中学校は、中学校と専門学校という区分、管理と経費負担をめぐる国と府県との境界線をいったんあいまいにするものであった。森文政下の諸学校令の一翼をなす中学校令は、中央集権的教育体制を確立した法令ではなく、ハイレベルな教育体制の再編に向けて、地域の教育エネルギーを一度集結させ攪拌してみる基盤となった法令であったといえる。具体的な規定は棚上げにされており、法令発布後の各地の多様な反応を反映しうる、ゆるやかで柔軟な性格を備えていた。その後の成り行き次第で、制度の実質はどのようにでも創り得たのである。

一経過観察と模索のうちに二年余りが過ぎた一八八八年八月七日、内相・文相・蔵相から府県に対し、高等中学校経費を地方税から支弁させることは翌年度より当分見合わせるとの訓令が示された。前稿で指摘したように、背景には、府県会規則や地方税規則といった内務省管下の地方行政システムとの原理的齟齬、および各地の府県会からの抵抗があった。この訓令により、経費負担と管理の分断、国と複数府県による共同での経費支弁という発想は幕引きとなり、高等中学校は国庫支弁・文部省管理の学校となった。

古典的な『明治以降教育制度発達史』（龍吟社 一九三八年）を筆頭に、多くの概説書や研究書が、中学校令により官立高等中学校制度が定められたと記す。筆者も前稿において、高等中学校を安易に「官立学校」と表現する過ちを犯している。だが、当該期における「官立」との呼称の要件およびその生成過程は、厳密に考察すべき問題である。中学校令に「官立」との表記はどこにもなく、高等中学校は「文部大臣ノ管理ニ属ス」としか記されていない。

ここではあらためて、一八八八年八月七日の訓令による経費負担と管理の主体の一元化をもって、純粋な意味での「官立」高等中学校の確立と定義したい。中学校令による発足時の高等中学校は、地域の高等教育機関を国と府県（連合）と

の共同支弁により運営することが目指されており、当初から「官立」だったわけではなかった。訓令発布の一因ともいえる一八八七年十二月の内相山県有朋宛京都府会の建議が、「該校の官立たるに拘はらず其経費の半額を地方税に負担せしめられしは主客相混するを免れず」と、自ら「官立」の表現を用いて高等中学校を捉え、地方税支弁を拒否するにいたっていたことは興味深い。

高等中学校の「官立」化は、運営経費の完全な国庫負担を認めさせたという点で、府県会の抵抗の勝利ともいえる。しかし文部省は、地元側から五月雨式に設置経費を引き出していった。第三章では岡山県を事例に、高等中学校設置府県に対して多大な負担が課せられていった実態を明らかにしたが、制度外のところで事態を動かしていくという文部行政の特徴が認められる。

高等中学校設置については、地方教育史や学校史の類をはじめ、一般に府県がこれを「誘致」と表現され続けている。しかし府県にとって高等中学校とは、初めて体験する「官」の学校であり、また法律上の規定も漠としていて、不明点の多い制度だった。そして、現実に京都府や岡山県に課された経済的負担、府県会の抵抗、そして何より、個別打診・内示という文部省の主導性を考慮するなら、これは府県による「受入」であったと定義し直すことができる。高等教育機関の「誘致」と呼ぶうる現象、すなわち商工業者や議員などといった勢力の活動が展開し、地域側の能動性が発揮されて設置の実現にいたるのは、一八九〇年代以降の話であり、一八八〇年代森文政期の高等中学校設置について、主体の確定や分別を行わずに「誘致」や「運動」といった語句を安直に用いることは、適当でない^③。ましてや京都・大阪・岡山間に「激烈な医学部争奪戦」^④があったなどという捉え方は、後世の都市間競争（鉄道や博覧会などの「誘致合戦」）のイメージを前倒しして付与した誤認である^⑤。

府県会がかりうじて「受入」に首肯しえたのは、高等中学校制度に「民力休養」の期待をかけられたからである。府県立学校の経費節減は、一八八〇年代前半を通じた府県会の要求であり、府県会は高等中学校制度の導入により、府県教育

を文部省（国庫支弁）に委ねられるという見通しを抱くことができた（第一章、第二章）。一八八六年森文政期の高等中学校設置は、「民力休養」論の文脈で理解されるべきであり、地域振興といった積極政策的発想のうちに捉えられないものではない。他のインフラ誘致とは同列に論じられない高等教育機関設置問題固有の性格を考える必要がある。

第四章にみたように、府県の高等中学校制度への対応策は多様であり、少々くだけた表現を用いるなら、「他まかせ」の兵庫、「早合点↓軌道修正」の京都、「わが道を行く」大阪、「協力的」な岡山とでも性格付けられよう。経緯を異にしたがらも、京都・大阪の府立医学学校は存続し、存在意義をもった。対するに第三高等中学校医学部の設置箇所となった岡山は、多大な初期投資と引換えに、地域教育拠点の府県医学学校を官立医学学校へと移行させる道を選択した。管理面でも経費の面でも、医学教育は「県」から「官」へと委ねられたのである。

本論文で検討した医学部設置にあたっての費用負担の大きさ、あるいは私立岡山薬学校による準備を経て発足した医学部薬学科が、定員百名に対しわずか二十五人で出発したことを考えると、岡山県における高等中学校（医学部）設置に際して、県教育財政上の負担軽減や県下の教育的需要に見合った成算といったメリットとは性質を異にする動機を考えないわけにはいかない。

私立岡山薬学校の発起人となった地域有力者（中川横太郎^ら）の位置付けも課題となるが、^⑥高等中学校医学部の岡山設置においては、岡山県医学校長菅之芳や同校教諭兼病院院長清野勇の存在が注目される。中山沃は清野勇の「政治力」を指摘するが、根拠が提示されず、現在の史料状況では遺憾ながら医学学校教職員の具体的な行動や意図を説明することはできない。だが、「受人」に対する県会の合意形成に四苦八苦した県当局とは別に、学校関係者という当事者には「誘致」と呼びうる動機があり、設置実現に一役買ったものと推定される。より高い研究・教育環境を求めるアカデミックの一種利己的ともいえる動機は、「地方利益」とは異次元の問題として捉えなければならぬ。これもまた、一八九〇年代以降をも射程に、諸インフラのそれとは一括りにできない高等教育機関誘致現象の特性を解明する手がかりとして考察すべ

き問題であろう。^⑦

府県にとつて、高等中学校の受け入れが成功であったか失敗であったかは、短期的・一面的に答えが出る問題ではなかった。いささか後悔の念を抱いた京都府、新体制の更なる充実に貢献した岡山県ともに、「官立学校」という新たな教育機関の内在を前提に、管下の教育体制を模索し続けることとなる。

- ① 紙幅の関係もあり、本稿はこの学制改革案から中学校令にいたる中央レベルでの政策過程については触れない。近年、湯川嘉津美「一八八四年の学制改革案に関する考察」(上智大学『教育学論集』四〇号二〇〇五年)など、当該政策過程の叙述が相次ぐが、筆者も別稿「府県連合学校構想史試論——一八八〇年代における医学教育体制の再編——」(「一八八〇年代教育史研究年報」第一号「二〇〇九年」)の一部において再検討しておいた。
- ② 明治二十年十二月二十四日「京都府会議録事第七号」(「明治廿一年度 京都府会議事録 全」)、「はじめに」注①前稿参照。
- ③ その点、かつて一八八四—一八九〇年の山梨県会での教育費審議を検討し、「尋常中学校—高等中学校—帝国大学という学校体系は豪農・名望家層の価値意識を占領していなかった」とした有泉貞夫の見解は示唆的である(「明治政治史の基礎過程——地方政治状況史論
- ④ 前掲「岡山医学会五十年史」
- ⑤ 以上に関してはいずれ考察を深める予定であるが、拙稿「官立学校誘致問題の生成と変容——一八八〇年代から一九〇年代へ——」「学校誘致の社会学史」再考(「日本教育史往来」第一六八・一七〇号 二〇〇七年)で見取り図を示しておいた。
- ⑥ 中川や弟の杉山岩三郎は、菅校長の主宰により一八八九年十一月に開設された岡山産婆看護婦養成所にも援助を与えていたという(前掲中山「岡山の医学」)。
- ⑦ 注⑤拙稿でも示したが、例えば一八九六年、京都帝国大学医科大学の設置箇所が大阪ではなく京都に決定した背景には、京都府医学校長猪子止戈之助の働きがあった。猪子はその後、京都帝大教授となる。

(財)三高自昭会 三高記念室

The Formation of National Government Schools in Local Areas:
The Problem of the Establishment of a Medical Branch of the
Higher Middle School in Okayama Prefecture

by

TANAKA Tomoko

In 1886, the Imperial Ordinance regarding Middle Schools was promulgated by the first Minister of State for Education, Mori Arinori. Middle Schools were divided into two types, the higher of which was called *koto chugakko*, higher middle schools, which were responsible for both preparatory education for the Imperial University and for professional education. The ordinance was designed to solve the fundamental problem of how the costs of higher educational institutions, which were of benefit to broad areas, should be defrayed. Through the first half of 1880s, the problem was becoming increasingly evident due to the financial exhaustion of the prefectures and standardization of the prefectural schools by ministerial ordinances.

The new system and the *koto chugakko* were comprehensive and uncertain enough to arouse various responses from the prefectures, out of which the substance of this system was to be gradually formed. Important matters such as how the costs of the *koto chugakko* should be defrayed, where they should be placed, or how districts that would be created across the nation should be determined remained unresolved for some time. One article of the ordinance explained that in some cases costs could be defrayed partly out of the national treasury and partly out of local taxes.

Okayama prefecture had maintained an influential medical school but the prefectural assembly reduced its budget each year. A national subsidy for the school was required, while at the same time improvement of the prefectural middle-school education was also needed.

The Ministry of Education approached Okayama prefecture unofficially with the offer that the medical branch of a *koto chugakko* could be established in Okayama on condition that the prefectural medical school would be maintained by local taxes for the time being and the initial cost to build the branch would be provided by the local side. The prefectural assembly was thrown into a state of confusion and resisted the offer, but the prefectural authorities forced them to accept it. The cost was paid out of local taxes and donations by the prefectural officials and local leaders. The facilities of the prefectural hospital were improved in order to provide practical training for the

students, and this too was supported by local taxes. The branch medical school was begun through the process of taking over the equipment and the staff of the prefectural school.

As for the neighboring prefectures in the same region, Hyogo put an end to its prefectural medical school and enrolled its students in the new medical branch of the *koto chugakko* in Okayama. Kyoto prefecture decided to accept the unofficial, conditional offer of the ministry, as had Okayama. The officials in Kyoto supposed that not only the main school but also the medical branch would be built in Kyoto. They hoped that the middle school and the medical education in Kyoto could be put into hands of the national government, but the medical branch was not in fact built in Kyoto but in Okayama instead. Osaka prefecture was *not* interested in this new *koto chugakko* system because its leading medical school had not been funded through local taxes but by income generated from medical fees and the like. In any case, Kyoto and Osaka managed to keep their own medical schools even after the *koto chugakko* was started in the region. The former was due to suspicions about the system, the latter due to the spirit of independence from it. The response of each prefecture varied in these ways, but whether their decisions would lead to success or to failure was uncertain at the time.

Because of the resistance of prefectural assemblies everywhere and the legal confusion, the government was forced in 1888 to give instructions that defraying the cost of the *koto chugakko* out of local taxes would cease the following year. An article of the ordinance in 1886 stipulated that the *koto chugakko* were under the jurisdiction of the Minister of State for Education, but never referred to them as “national government schools.” It can be said that it was not until the nation took responsibility for entire cost of running the schools and not simply administering them could that they could truly be defined as “national government schools”. The establishment of the *koto chugakko* after 1890s came about not as result of local campaigns to “induce” the government to create them, but by administrative agreements in which prefectures “accepted” them as promoted by the Ministry of Education.